

2018年度 日本医学哲学・倫理学会 総会

総会次第

日時：2018年10月21日(日) 10:50～12:00

場所：北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟W203

1. 学会長(旧)開会の辞
2. 大会長挨拶
3. 議長選出
4. 前回議事録の承認p. 2
5. 評議員選挙に関する経緯説明(総会報告)と会長選挙結果
(選挙管理委員会及び事務局)p. 6
6. 理事会及び評議員会の報告 p. 7
7. 議事
 - 1) 会則改定について p. 8
 - 2) 2017年度決算報告(承認)p. 9
 - 3) 2018年度予算案(承認)p. 11
 - 4) 会員の年間入退会者数(報告)p. 13
 - 5) 第38回大会について(報告)／次期大会長挨拶.....p. 14
 - 6) 学会賞・奨励賞について(報告)(研究および編集委員会報告参照)
 - 7) 各委員会活動報告(必要に応じて審議)
 - a) 運営委員会p. 15
 - b) 研究委員会p. 20
 - c) 編集委員会p. 21
 - d) 教育委員会p. 25
 - e) 国内学術交流委員会p. 27
 - f) 国際学術交流委員会p. 28
 - g) 事務局p. 35
8. 学会賞授与
9. 新会長挨拶
10. その他
11. 閉会の辞

Ⅱ. 2017 年度 日本医学哲学・倫理学会 総会議事録(案)

日時：2017 年 11 月 12 日(日) 11:30～12:30

場所：帝京科学大学 千住キャンパス 7 号館 7202 室

出席者 44 名 委任状提出者 96 名

1. 学会長開会の辞：藤野会長より開会の辞が述べられた。
2. 大会長挨拶：沖永大会長より挨拶があった。
3. 議長選出：盛永会員が議長に選出された。
4. 前回議事録の承認：前回議事録案が承認された。
5. 理事会及び評議員会の報告：蔵田事務局長より、今大会前日までの4回の理事会及び前日の評議員会での決定事項及び了承事項が報告された(下記の各委員会報告を参照)
6. 議事
 - 1) 会則改訂(役員の欠員と事務局住所)
理事会及び評議員会で承認済みの下記のような会則改定案が事務局から提案され、審議された。

提案 1

会則(現行)

- 第 5 条 (役員) 本会に役員として評議員 50 名, 内理事 17 名, その内会長 1 名, 副会長 2 名以内を置く. 評議員の内から監事 2 名を置く.
- 2 役員の任期は 2 年とする. 但し再任を妨げない.
- 3 役員は 65 歳をもって定年とする.
- 4 役員は別に定める選出規程によって選出される.
- 5 役員に欠員が生じた際には, 理事会でその対応を決定する.

[提案] (2017 年 3 月 20 日理事会で提案を決定)

5 項「役員に欠員が生じた際には, 理事会でその対応を決定する.」

提案 2 事務局所在地の明記

・学会の郵便貯金口座の届出住所の変更の際に、学会住所を会則に記載しておく必要があるため。

附則(現行)

附則 本会則は平成 27 年 4 月 1 日より施行される.

[提案]

附則を下記のように改訂する。

附則 1. 本学会事務局の所在地は、「北海道札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科 蔵田研究室」である。

会則改定案提案 1 に関して、松島会員より「次点者が同票の場合どうするのか」という質問があり、坪井運営委員長から役員選挙規定により若年者を充てるという回答がなされた。また引き続き松島会員から、「文言から「原則」を外すべきではないか」という提案

があったが、蔵田事務局長より、今回の選挙はこの新会則に則って行うと回答した。
その後会則改訂の是非について諮られ、会則改訂が承認された。

2) 2016年度決算報告

蔵田事務局長より2016年度の決算について報告された。遠藤・大谷両監事ともに欠席であったため、両監事による監査がなされた結果問題なしとされた旨が事務局より報告され、2016年度決算報告が承認された。なお決算報告の中に入会者数の記載ミスがあることが報告された。

3) 2017年度予算案（承認）

蔵田事務局長より理事会及び評議員会で承認された2017年度の一般会計及び特別会計の予算案が提案された。学会誌の執筆者による著者買い上げを廃止し「投稿料」（応募規程では「掲載料」）を徴収することにしたため一般会計に「投稿料」という細目を加え、また特別会計の積立額がすでに350万円近くになっていることから一般会計から特別会計への振替を30万円から5万円に減額する。その他の項目については2016年度決算の実績をもとに予算を組むことが提案され、2017年度予算が承認された。

4) 会員の年間入退会者数（報告）

昨年大会から、前々日の理事会までに入会者が26名（正会員：25名、準会員：1名、学生会員0名）あり、学生会員から正会員に変更となった会員が1名、退会者が13名であったことが報告された。会費が5年以上未納の会員（5名）については今後も督促を続けることが報告された。2017年11月10日現在の会員数は446名【正会員：430人、名誉会員：9人、学生会員：1人、準会員：6人】である。

5) 第37回大会について（報告）

第37回大会は大会長を船木祝理事(札幌医科大学)、実行委員長を宮嶋俊一評議員(北海道大学)として、北海道大学を会場として2018年10月20日（土）・21日（日）の日程で開催されることが報告された。また北海道大学文学研究科応用倫理研究教育センター(次年度より応用倫理・応用哲学研究教育センターと改称予定)と共催とすることも報告された。

6) 次期大会長挨拶：船木祝次期大会大会長から挨拶があった。

7) 学会賞・奨励賞について（報告）

浅見研究委員長より、候補作3点の中から、西村ユミ氏の『看護実践の語り 言葉にならない営みを言葉にする』（新曜社、2016年）に学会賞を授与することに決定されたことが報告された。なお、西村会員は研究委員会委員であるが、西村委員以外にも研究委員会委員に候補者がいたため、理事会での決定に基づき、候補者をメンバーから外した選考委員会を別途立ち上げ、学会賞授与に関するすべての審議はその選考委員会で行ったことが報告された。また授与理由について報告があった。

授与理由は以下の通り。

〈西村ユミ氏の『看護実践の語り 言葉にならない営みを言葉にする』は、著者の長年にわたる研究の成果であり、メルロ＝ポンティ流の現象学的枠組みを利用しながら、看護の実践という自覚されることの少ない営みを浮かび上がらせようとしたものです。この際、グループインタビューという方法を用いたこと、現象学の身体論から探求したということは、他に類を見ない試みであり、看護師たちの苦悩や戸惑いなどの複層的な意味を明らかにしています。また、「見えてくる」という経験、「うまくできない」という経験、「困ったけど、困っていない」という経験、「引っかかりの捉え直し」という経験、グループインタビュー等の方法での「振り返り」は、看護師のみならず医療関係者全員に有用なものだと思います。このように西村氏の作品は傑出したものであり、本年度の学会賞を受容することに決定致しました。〉

また池辺編集委員長より奨励賞については該当者なしとすることが報告された。

8) 各委員会活動報告（必要に応じて審議）

a) 運営委員会

坪井運営委員長より、運営委員会で役員の任期を現行の2年から3年に延長することについて審議した結果、委員全員が賛成であり、その結果をふまえて任期延長について理事会で審議し承認されたことが報告された。今回の総会での会員からの意見をふまえて、その後の理事会で再度審議し、来年の総会での改正を目指すことが運営委員長より提案された。原案が通れば、2020年の選挙から、任期3年の役員選挙を行うことになる。

これに対して尾崎会員より、「任期を3年とすると、会員間でのチェックの機会が減るので、役員任期制とセットにすべきである」という意見が出された。それに対して坪井運営委員長から、「運営委員会での検討では65歳理事定年制もあるので、今のところ任期制は必要ないという判断となっている」という回答があった。それに対して、尾崎会員より「現状では65歳までは役員を務められることになってしまい、人事の停滞が生じている。是非とも任期制を導入して欲しい」という発言があり、坪井運営委員長から理事会で再審議すると回答された。また松島会員から「選挙が3年に1度となることについての説明がほしい」という発言があり、役員任期を延長する理由は、2年では各部門が十分な活動ができないためであるという回答があった。

b) 研究委員会

研究委員長より臨床ケア哲学・倫理学セミナーが2017年6月24日に上智大学で開催されたことが報告された。

c) 編集委員会

池辺編集委員長から『医学哲学・医学倫理』第35号の編集が終了し、9月末に発行したことが報告され、また本年度の奨励賞は、該当者なしとされたことが報告された。また『医学哲学・医学倫理』第36号も第35号と同様のスケジュール、査読方法で編集・発行を進めることが報告された。

応募規程に倫理的配慮に関する下記の条項を追加することが理事会で決定されたことが報告された。

「第三条 内容が倫理的配慮を必要とする場合は、倫理的配慮をどのように行ったのかを明記しなければならない。

二 倫理審査委員会の承認を得て実施した研究の場合は、承認を受けた倫理審査委員会の名称、承認年月日、承認番号を明記しなければならない。

（改正 2017 年 11 月 10 日理事会）

【付記】本改正は『医学哲学 医学倫理』第 36 号から適用するものとする。」

編集委員会提案では「本文中に明記」とされていたが、「本文中に」という表現は誤解を招くとして、「本文中に」を削除する形で理事会で承認されたことが報告された

d) 教育委員会

本年度の公開講座は科学研究費「研究成果公开发表(B)」の補助により、2018年2月12日（月）に熊本県民交流館パレアで開催されることが報告された。また平成30年度の公開講座の実施担当者を堀田評議員として「研究成果公开发表(B)」を申請したことが報告された。2019年2月16日（土）に京都で開催することを予定している。

また教育委員長から日本臨床倫理学会による「臨床倫理認定士」についての紹介もなされた。さらに2017年3月25日に日本生命倫理学会主催の臨床倫理セミナーを共催したことが報告された。

e) 国内学術交流委員会

沖永国内学術交流委員長より、例年大会で開催されている国内学術交流委員会主催の「医哲Café」は、国内学術交流委員長の沖永が今回の大会の大会長を兼ねており企画を

たてることが難しいこと、会場確保の問題があることなどから、今回は開催が難しいと理事会で判断されたため実施しなかったことが報告された。

f) 国際学術交流委員会

丸橋国際学術交流委員長より、国際誌第 10 号が刊行されたことが報告された。また第 11 号の編集状況について報告された。現在、第 11 号掲載論文の第 2 次審査を終了し、11 月末を目途に最終審査への応募を待っている状況であることが報告された。また査読体制について説明が行われた。現在「国際誌応募規程」は存在せず、毎号の「応募要領」と「執筆要領」が HP 上に掲載されているだけなので、国内誌と同様の「応募規程」を策定することが検討されていることが報告された。また日本語を母語としない学会員ならびに応募者を増やすためにも、できるだけ早期に応募規程の英語版を作成し、公開したいことが報告された。

g) 事務局

蔵田事務局長から、2016 年 11 月に坪井前事務局長から蔵田現事務局長へ業務が引き継がれたことが報告された。またニューズレター第 48 号(12 月)、第 49 号(5 月)、第 50 号(10 月)が発行され、メーリングリストで送信し、メーリングリスト未登録の会員には郵送で送付していることが報告された。また本年 1 月に名簿発送を行ったこと、11 月初頭に科学研究費「研究成果公開發表(B)」の電子申請を堀田評議員の企画をもとに行ったことが報告された。また江口事務局員により、『医学哲学・医学倫理』の電子媒体の J-Stage への移行が進められていることが報告された。

7. その他

尾崎会員により「調査・審議請求書の整理」が提出された。また昨年度総会で尾崎会員より提出された「総会への提案」が一部修正された上で再提出されたが、内容について改めて検討する旨、会長及び事務局から回答された。

8. 閉会の辞：藤野会長から閉会の挨拶があった。

総会終了後に藤野会長から西村会員に学会賞の授与式があり、賞状及び賞金が授与され、西村会員より授賞スピーチがあった。

報告事項 5

2018/10/21 日本医学哲学・倫理学会総会報告

評議員選挙に関する経緯説明(総会報告)と会長選挙結果

今回実施いたしました評議員選挙については事務局の不手際により再選挙という事態となり、会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。再投票という事態になり、ご投票いただいた会員の皆様にはさらなるお手間をとらせることになり、郵送代のご負担をおかけすることになりましたこと、改めてお詫びいたします。

●経過報告

- ・5月7日(月)3名の会員から会費を完納しているにも拘わらず投票用紙が届いていないという問い合わせが事務局にあり、9名の会員が会費を完納しているにも拘わらず、選挙人名簿・被選挙人名簿からの脱落していることが判明。蔵田事務局長と藤野会長、坪井・奥田両選挙管理委員により再選挙の方針を決定。予定されていた5月12日の開票作業は中止の方針を確認。
- ・5月7日(月)～5月11日(金) 理事会メール審議:両監事による承認のもと評議員選挙をやり直すことが決定され、6月7日(木)を投票締切予定日として再度評議員選挙を実施することに決定。
- ・5月12日(土) 選挙人名簿から脱落していた会員にお詫びメールを送信し、評議員選挙再選挙について会員メーリングで会員に連絡。
- ・5月14日(月) 評議員選挙再選挙についてメーリングリスト未登録有権者に郵送で連絡
- ・5月17日(木) 評議員再選挙関連文書発送。投票締切は2018年6月7日、投票総数107票
○なお一回目の投票の投票総数は116票であった。

※原因は会計システムで入会金・年会費を請求入力をしていない場合、入会金・年会費が払い込まれていても入会金・会費未納とシステムが判断することによる人為的ミス。

- ・6月9日 評議員選挙
- ・6月23日 理事監事選挙

★上記の経緯と選挙結果についてはニューズレターで連絡済

●10月19日新理事会(会長選挙)

上記選挙結果を踏まえて9月30日に新理事会を開催し、会長・各部門長・推薦理事候補・推薦評議員候補を決定する予定であったが台風のため新理事15人中7人しか出席できず成立しなかったため、10月19日に新理事会を開催。新理事会(出席者10名)では会長として推薦のあった浅見理事と蔵田理事を候補として投票を行い、浅見7票、蔵田2票、白票1で浅見理事が新会長として選出された。また事務局長として坪井理事、編集委員長として池辺理事が指名され、承認された。推薦理事として会田・丸橋両評議員が選出された。運営委員長として瀬戸山理事、研究委員長として奥田理事、国際学術交流委員として丸橋理事が指名された。その他の部門長と副会長については新会長が打診し、推薦評議員については事務局から打診する。

6. 新理事会・新旧合同理事会(10/19)及び評議員会(10/20)の報告

I. 2016-18年期第6回理事・監事会、2018-20年期理事・監事会合同理事会の主な決定事項及び了承事項

●会長選挙結果と各部門新委員長

5. 評議員選挙に関する経緯説明(総会報告)と会長選挙結果を参照。

* 運営委員会 会則改定案について提案され、評議員会及び総会で諮ることが承認された。

理事任期について、評議員会で理事任期等に関するアンケートを実施することが決定された。

科研費「研究成果公開発表(B)」運営内規改定案が承認された。

* 研究委員会

・学会賞について承認された。

・臨床ケア哲学・倫理学セミナーが「哲学と医療実践のあいだ」をテーマに、6月24日(土)に上智大学で開催されたことが報告された。

* 編集委員会

・本年度の奨励賞は、該当者なしとされた。

* 教育委員会

・2019年度公開講座の科研申請の計画について紹介された。

* 国際学術交流委員会

・国際誌第11号の発刊と12号の編集状況について報告された。

・国際誌応募要領、執筆要領が承認された。「許容される二次出版」の修正案が承認された。

「国際誌査読に関する内規」が改めて報告された。

II. 2017年度評議員会の承認・報告事項

* 会則改定案について承認された。

* 2017年度決算が承認された。

* 2018年度予算案が承認された。

* 第38回大会について報告された。

* 2018年度の公開講座(京都)について報告された。

* 学会賞について報告された。奨励賞は該当者なしとされたことが報告された。

* 運営委員会報告の後、役員任期等に関するアンケートが実施された。

* 次期会長と決定済の役員人事について報告された。

* 新会長の挨拶があった。

6-1) 会則改訂について (運営委員会報告も参照)

日本医学哲学・倫理学会 会則改訂案

2018/10/21

提案 1

1. 会則の5条の5について

(現行)

5 役員に欠員が生じた際には、理事会でその対応を決定する。ただし、推薦理事・推薦評議員以外の補充は直前の選挙の次点者を充てることを原則とする。

↓

(改正案)

5 役員に欠員が生じた際には、理事会でその対応を決定する。その際、推薦理事・推薦評議員以外の補充は直前の選挙の次点者を、次点者が複数の場合は若年者を充てることを原則とする。

2. 役員選出規程第10条について

(現行)

第10条 選挙管理委員長は事務局長とし、(当期)理事会で理事の内から2名選出する。

↓

(改正案)

第10条 選挙管理委員長は事務局長とし、委員長以外の2名の委員は(当期)理事会で理事の内から2名選出する。

提案 2 学会所在地の明記

・学会の郵便貯金口座の届出住所の変更の際に、学会住所を会則に記載しておく必要があり、会長の交代と事務局移転に伴い学会所在地を変更する必要があるため。

附則(現行)

附則 1. 本学会事務局の所在地は、「北海道札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科 蔵田研究室」である。

2. 本会則は2017年11月13日より施行される。

附則 1. 本学会の所在地は、「東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学外国語学部 浅見研究室」である。

2. 本会則は2018年10月21日より施行される。

日本医学哲学・倫理学会 2017年度 一般会計 決算案

2017.4.1-2018.3.31

収 入

17予算

16決算

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考
会費収入	2,548,000		
入会金収入		53,000	計27名(学生会員1)
年会費収入		2,495,000	
事業収入	363,603		
学会誌売上収入		167,653	CiNii分は148453円。学会誌は19200円。
広告料収入		40,000	
学会誌掲載料		95,950	医学哲学医学倫理35号。29号未納分含む。
国際誌掲載料		60,000	国際誌11号。抜刷代金含む。国際誌10号分1名。
寄付金収入	0	0	
戻入	528,322	528,322	兵庫県立大学から
雑収入	37,459		
利子収入		67	
仮受金		36,992	科研費公開促進費残金
その他		400	学会誌送料
当年度収入合計	3,477,384	3,477,384	
前年度繰越収入	8,307,720	8307720	
収入合計	11,785,104	11,785,104	

312453

2286000 2114000
36000 36000
2250000 2078000

172453 303175
20000 20,000
70000 100,000
50000

0 36000
398831

300 69
0 50220

3127075 3022295
8307720 8674176
11,434,795 11696471

支 出

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考
事業費			
学会集会の開催	600,000		
		600,000	大会校への支給(合算可能な形で別会計)
学会賞・奨励賞顕彰費	50,000	50,000	
学会誌等の発行	942,636		
医学哲学医学倫理印刷出版費		490,215	(第35号印刷代)
国際誌		174,960	(第11号印刷代)
通信運搬費		101,461	学会誌(第35号)発送、国際誌11号見込
編集費		176,000	版下作成時の謝金、11号、ブルーフリーディング11万円
編集会議費		0	編集会議費
公開講座援助金	0	0	
名簿作成費	0	0	隔年発行
その他	0	0	第34号抜刷印刷代
会議費	198,400	198,400	理事会および委員会参加費補助
事務費	233,187		
消耗品費		95,427	封筒、ラベル用紙、コピーカード、レターパック、文具等々
通信運搬費		29,845	学会誌購入分送付、ニューズレター発送費用等
謝金		55,000	事務局業務補助
HP作成管理費		9,051	レンタルサーバー代金、システム補修費、ドメイン使用料
支払手数料(銀行・ゆうちょ)		5,400	支払い手数料
交通費		27,820	事務局員J-Stage説明会参加交通費
その他の支出		10,644	大会シンポジウムパネル弁当代、wifiレンタル代他
委員会活動費	24,420	24,420	研究委員会セミナー杉岡会員旅費
予備費	0	0	慶弔費など
ヤマトフィナンシャル手数料	187,245	187,245	請求書作成・発送、代金回収など。
企画積立金(特別会計)	50,000	50,000	別紙特別会計を参照
当年度支出合計	2,285,888	2,285,888	
次年度繰越金	9,499,216	9,499,216	
支出合計	11,785,104	11,785,104	

600000

600000

600000 600,000
100000 0

980000 1454960
400000 414,477
250000 445230

130000 201853
200000 384400

0 0
0 0

0 176580
0 0

450,000 288750
570000 386022

120000 95749
200000 140419

150000 48000
800000 79051

100000 5292

10000 17511

100000 32670
0 0

1800000 149769
50000 300000

3030000 3388751
8404795 8307720
11434795 11696471

会計監査 2018年(平成30年) 9月23日

監事

遠藤寿一



会計監査 2018年(平成30年) 10月5日

監事

大谷いづみ



日本医学哲学・倫理学会 2017年度 特別会計 決算案

2017. 4. 1-2018. 3. 31

収 入

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考
一般会計からの振替	50,000	50,000	
戻入	0	0	
雑収入	28		
利子収入		28	
その他		0	
当年度収入合計	50,028	50,028	
前年度繰越収入	3,442,686	3,442,686	
収入合計	3,492,714	3,492,714	

支 出

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考
事業費	0		
国際大会の開催		0	大会校への支給(合算可能な形で別会計)
事務費	0		
雑費		0	振込手数料
当年度支出合計	0	0	
次年度繰越金	3,492,714	3,492,714	
支出合計	3,492,714	3,492,714	

会計監査 2018年(平成30年) 9月23日 監事 遠藤 寿一 

会計監査 2018年(平成30年) 10月5日 監事 大谷いづみ 

日本医学哲学・倫理学会 2018年度 予算案(2018年10月21日)

2018. 4. 1-2019. 3. 31

収 入

17決算 17予算

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考		
会費収入	2,545,000			2,548,000	2,286,000
入会金収入		45,000		53,000	36000
正会員会費収入		2,500,000	前年度実績	2,495,000	2250000
事業収入	142,000			363,603	312453
学会誌売上収入		12,000	CiNii分減額	167,653	172,453
広告料収入		20,000		40,000	20,000
学会誌掲載料		70,000		95,950	70000
国際誌掲載料		40,000		60,000	50000
戻入	212,560	212,560	帝京科学大学から	528,322	528322
寄付金収入	0	0		0	0
雑収入	300				500
利子収入		300	前年度実績とほぼ同じとして	67	300
借受金		0	抜き刷り代は投稿料へ。	36,922	
その他		0		400	
当年度収入合計	2,899,860	2,899,860		3,477,384	3,127,075
前年度繰越収入	9,499,216	9,499,216		8,307,720	8,307,720
収入合計	12,399,076	12,399,076		11,785,104	11,434,795

支 出

科目	科目別金額	細目別金額	備考		
事業費					
学術集会の開催	600,000			600,000	600000
		600,000	大会校への支給(合算可能な形で別会計)	600,000	600,000
学会賞・奨励賞顕彰費	80,000	80,000	副賞5万円・3万円 賞状・熨斗袋等	50,000	100,000
学会誌等の発行	1,100,000			942,636	980,000
医学哲学医学倫理印刷出版費		500,000	(抜刷代含む)	490,215	400000
国際誌		250,000	印刷代(12号発行)	174,960	250000
通信運搬費		150,000	学会誌(日本語版・英語版)発送	101461	130000
編集費		200,000	国際誌ネイティブチェック代+版下作成時の謝金	176,000	200000
編集会議費	0	0	編集会議費	0	0
公開講座援助金	0	0		0	0
名簿作成費	180,000	180,000		0	0
その他	36,992	36,992	科研費(借受金)返済	0	0
会議費	400,000	400,000	理事監事交通費補助	198,400	450,000
事務費	630,000			233,187	570,000
消耗品費		140,000	封筒、ラベル用紙、コピーカード代、切手代、文具等々	95,427	120000
通信運搬費		100,000	選挙関連発送費、学会費請求書類、ニューズレター 発送費用等	29,845	200000
謝金		180,000	アルバイト代(事務作業補助、選挙関連補助)	55,000	150000
HP作成管理費		100,000	レンタルサーバー代金、システム補修費等	9,051	80000
支払手数料		10,000	ゆうちょ振込料など	5,400	10000
交通費		100,000	選挙管理委員旅費等	27,820	100000
その他の支出		10,000		10,644	10000
委員会活動費	100,000	100,000	国内交流委員会謝金、臨床ケア哲学・倫理学セミナー司会旅費等	24,420	100,000
予備費	0	0	慶弔費など	0	0
ヤマトフィナンシャル手数料	200,000	200,000	請求書作成、書類発送、代金回収など	187,245	180000
企画積立金(特別会計)	50,000	50,000		50,000	50,000
当年度支出合計	3,376,992	3,386,992		2,285,888	3,030,000
次年度繰越金	9,022,084	9,022,084		9,499,216	8,404,795
支出合計	12,399,076	12,409,076		11,785,104	11,434,795

日本医学哲学・倫理学会 2018年度（平成30年度）特別会計 予算案

2018. 4. 1-2019. 3. 31

収 入

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考
一般会計からの振替	0	50,000	
戻入	0	0	
雑収入	300		
利子収入		300	昨年実績より
その他		0	
当年度収入合計	300	50,300	
前年度繰越収入	3,492,986	3,492,986	
収入合計	3,493,286	3,543,286	

支 出

科目／細目	科目別金額	細目別金額	備考
事業費	0		
国際大会の開催		0	
事務費	0		
雑費		0	
当年度支出合計	0	0	
次年度繰越金	3,493,286	3,493,286	
支出合計	3,493,286	3,493,286	

年間入退会者について

2018/10/19 理事会資料

・ 前回総会から今回の総会まで

(2018/03/20 理事会、2018/06/30 理事会、2018/10/19 については理事会承認者数)

入会 17 名 (正会員：16 名、準会員：1 名、学生会員：0 名)

退会 22 名 (うち 4 名は会費未納による資格喪失)

※理事会で承認された後、連絡がとれない会員が 2 名。

※6 月理事会で承認された後、入会金未納者が 3 名

現在会員数：441 名(10 月 19 日現在)

【正会員：425 人、名誉会員：9 人、準会員：6 人、学生会員：1 人】

※会費 5 年以上未納会員については今後も督促を続ける

※2017 年総会時会員数：446 名

3-4) 第38回大会について

(池辺寧 次回大会長より)

大会長：池辺 寧(奈良県立医科大学)

実行委員長：瀬戸山晃一(京都府立医科大学)

日程：2019 年11 月9 日 (土) ・10 日 (日)

場所：奈良県立医科大学

運営委員会報告

坪井 雅史

評議員会・総会での2点の審議依頼と1点の意見聴取、ならびに1点の報告があります。

【審議依頼】

1. 会則の5条の5について

(現行)

5 役員に欠員が生じた際には、理事会でその対応を決定する。ただし、推薦理事・推薦評議員以外の補充は直前の選挙の次点者を充てることを原則とする。

↓

(改正案)

5 役員に欠員が生じた際には、理事会でその対応を決定する。その際、推薦理事・推薦評議員以外の補充は直前の選挙の次点者を、次点者が複数の場合は若年者を充てることを原則とする。

2. 役員選出規程第10条について

(現行)

第10条 選挙管理委員長は事務局長とし、(当期)理事会で理事の内から2名選出する。

↓

(改正案)

第10条 選挙管理委員長は事務局長とし、委員長以外の2名の委員は(当期)理事会で理事の内から2名選出する。

【意見聴取】

- ・これまでの議論の経緯

[役員任期について]

役員任期を現在の2年から3年に延長することについて、理事会では承認が得られておりましたが、選挙方法や推薦理事の増員等、今後の理事会体制の在り方に関して、次期理事会で具体的な検討を行い、その結果とあわせて、役員任期の延長も提案することになりました。

それらの検討過程で、現理事会では、役員の連続任期の制限については不要であるとの結論も得ておりましたが、これについても併せて再検討が必要になるかも知れません。なお、現理事会で役員の連続任期の制限を不要とした理由は下記の通りです。

(1) 連続任期の制限は不要との結論に達した。主な理由は下記の通り。

- ・世代交代はある程度健全に行われており、一部の方だけが特に長く役員を続けているわけではない
- ・役員の被選挙権に、64歳という比較的厳しい年齢制限が設定されている
- ・任期制限の弊害
 - ・任期制限導入時に多くの理事が同時に入れ替わり、理事会運営に支障をきたすおそれがある

ある。

- ・是非とも必要な人材を選出できなくなるおそれがある。
- ・理事経験の豊富な方の中から会長を選出することが困難になりかねない。
- ・民主制を信頼するなら、選挙には極力制約を課さないのが原則である
- ・理事や評議員を辞退することも制度上可能である

[役員選挙の実施方法等について]

前回評議員会で意見のあった、役員選挙における分野別投票等の選挙方法の改正についても議論を行ったが、現在の本学会の規模や選挙・事務実施体制で分野別投票を行うことは、事務局＝選挙管理委員長の負担が大きすぎることなど、今後さらに検討すべきことが多く、今季運営委員会でそれら検討課題を洗い出した上で、その内容について次回評議委員会・総会で意見を募った上で、次期執行部に申し送るという結論となった。

- ・分野別の選挙をしてはどうかという意見があったが、学会の規模や選挙の際の事務局負担を考えると容易ではないため、事務局とも相談し継続して審議する。分野別選挙については、その実施方法がさまざま考えられ、どれを検討俎上に載せるかから検討が必要である。具体的には下記のような選択肢が考えられる。

- ・分野：[医学系、法学系、看護系、医学系]、[人文・社会科学系、医療系] など
- ・地域：[関東、関西、その他]、[関東、その他] など
- ・選挙方法：選挙人名簿に（自己申告による）所属分野を明記し、分野別に役員定数を決めるやり方（投票には制限は設けない）、投票の際に投票枠を設定するやり方（当選者数に枠は設けない）、両方に枠を設けるやり方、通常選挙枠と別に若干の分野別の枠を設けるやり方など。

とはいえ、余り複雑な制度の導入は合意形成の面でも困難が大きい。

- ・選挙方法の改革よりも容易に分野や年齢等の偏りに配慮した役員構成とするために、推薦理事の数を（現行の2名から5名程度に）増やしてはどうかという意見があり、これについては賛成の意見が多かった（具体的な数については、他の意見もあり）。それに伴う、推薦評議員増員の必要についても指摘があった。他方、評議員の増員は不要だが、評議員選挙の際は、20名連記とした方がよいという意見もあった。
- ・選挙人名簿に、被選挙人の専門分野、理事経験年数、前回選挙での投票の有無等の情報を記載してはどうかという提案があった。（それをふまえて投票するのであれば、分野等の枠を設けた投票は不要ではないか）

とはいえ、現在のように事務局長が選挙管理委員長を行う体制において、それを行うことは事務局負担が大きいため、慎重な検討が必要ではないかという意見もあったが、下記のような電子投票の導入と併せて検討してはどうかとの意見もあった。（また、選挙人名簿に間違いがないことを確認するために、予め会員に確認してもらうのがよいのではないかと意見もあった。）

- ・事務局負担の面で選挙改革が難しいことに鑑みれば、電子投票を導入することで事務局負担を軽減した上で、その他の改革を進めていくことが望ましいのではないかと。電子投票については、応用哲学会等が既に導入しているが、セキュリティの問題や投票率等の変化等についても調査が必要である。また、会員のメールアドレスの再確認が必要か（複数のアドレスを登録している場合等も）。

例) 株式会社グラントのシステム：<http://www.e-tohyo.com/society/>

初期費用 2 万円～、年会費 5 万円～

- ・選挙改革を行うのであれば、投票率向上のための方策も考えた方がよいという意見があった。これについては、投票用封筒に切手を貼らなくてもよいようにする、ウェブ投票を導入する（ただし、他学会への聞き取りなどが必要）などの案があった。

上記のような議論の経緯をふまえて、このたびの評議員会ならびに総会において、今後の議論の参考とするため、別紙の通りの簡単なアンケートを実施したい。

【報告事項】

- ・科研費「研究成果公開発表(B)」運営内規の改正について

そもそも公開講座を教育委員会の所管で行うべきものかどうかについては、さらに検討が必要であると共に、今後科研費公開講座をこれまでのように毎年実施するべきかどうかも含めて、次期執行部で継続審議していただくことになった。

その上で、事務局からの意見をもとに、運営委員会で審議した運営内規の改定を行った。主な修正点は下記の通り。

- ・応募書類の提出については、原則として実施担当者に任せることとした
- ・会長は、科研費の適正支出の誓約書を提出しなければならないことから、会計の責任者を会長とした

運営委員 坪井雅史(委員長:神奈川大学)、浅見昇吾(上智大学)、浅見洋(石川県立看護大学)、奥田純一郎(上智大学)、檉則章(大阪歯科大学)、佐藤岳詩(熊本大学／九州支部)、瀬戸山晃一(京都府立医科大学)、森禎徳(東邦大学／関東支部)

科研費「研究成果公開発表(B)」運営内規

1 責任体制

関係者は、国税を使用する企画であることを認識し、文部科学省(当局)以下の諸規定を遵守して適正使用に努める。

~~(1) 会長は、最終責任者として以下の権限を有する。~~

- ~~① 計画立案、採択後の支給申請、準備、開催、及び実績報告
教育委員長を通じて担当者を指導し、必要に応じて担当者を直接指導する。~~
- ~~② 講演会の開催時
自らあるいは代理人が出席し、挨拶をするとともに実態を把握する。~~

(1) 会長は、最終責任者として以下の権限を有する。

- ① 計画立案、採択後の支給申請、準備、開催、及び実績報告
教育委員長を通じて担当者を指導し、必要に応じて担当者を直接指導する。とくに科研費「補助条件」に関して、開催前に担当者からとくに会計に関する口頭報告を受け、適正支出を確保する。

~~(2) 事務局長及び教育委員長は、次の指導を分担する。~~

- ~~① 当局への提出文書について
 - ~~i 教育委員長は、当該科研費関連文書及び本手引きに従い、担当者を作成指導し事務局長に提出させる。~~
 - ~~ii 会長承認後、事務局長は担当者を指導し、当局に書類を提出させる。担当者が提出できない場合には、事務局長が書類を提出する。~~~~
- ~~② 採択後の準備及び開催
 - ~~i 教育委員長は、担当者と直接協議し、とくに以下の事項については事務局長と協議し、会長の許可を求める。
 - ・ 当局への届出が必要な変更
 - ・ 1 件につき一定額以上の支出の決定~~
 - ~~ii 副会長は、科研費「補助条件」に関して、開催前に担当者からとくに会計に関する口頭報告を受け、適正支出を確保する。~~~~

(2) 事務局長、教育委員長は、次の指導を分担する。

- ① 当局への提出文書について
 - i 教育委員長は、当該科研費関連文書及び本手引きに従い、担当者が作成した文書や内容案について確認する。
 - ii 教育委員長の確認と会長承認後、担当者は申請書類を作成し、当局に書類を提出する。担当者が提出できない場合には、事務局長が書類を提出する。
- ② 採択後の準備及び開催
 - i 事務局長は、担当者と直接協議し、とくに以下の事項については会長の許可を求める。
 - ・ 当局への届出が必要な変更
 - ・ 1 件につき一定額以上の支出の決定
 - ii (削除)

~~(3) 直接担当者は、以下の責任を負う。~~

- ~~i 当局への提出文書は、教育委員長の指導を受けて作成し、締切 1 週間前までに事務局に提出するか、当局に直接提出するかする。~~
- ~~ii 採択後の準備及び開催 本部の監査・指導を受けつつ、実行責任者として講演会の準備と開催を担う。~~
- ~~iii 採択後、すみやかに会長宛の適正運営誓約書を提出し、6 月理事会に出席し計画を報告する。ただし、実施担当者が科研費の扱いに慣れていると教育委員長と事務局長が判断した場合には、例外的に実施担当者を理事会に招集せず、実施担当者に文書で計画書を適宜提出させることとする。~~
- ~~iv とくに会計については、国民の税金による補助金であることを認識し、つねに適切な執行に努める。~~
- ~~v 1 件につき一定額以上の支出については、教育委員長の許可を求める。~~

(3) 担当者は、以下の責任を負う。

- i 当局への提出文書は、教育委員長の指導を受けて作成し、当局に直接提出する。
- v 1件につき一定額以上の支出については、事務局長の許可を求める。

2 担当地域

原則として関東支部と他地域が交代で担当するが、他地域で申込みがあれば理事会で検討する。

→削除する

3 2 講演内容

(1) 講演内容は啓蒙的なものとする。

とくに講演対象が、社会人、大学生、高校生などであり、研究者や専門家ではないことに留意する。

~~(2) 講演者は会員を原則とする。~~

~~「研究成果公開講演会B」は、学会内の研究成果の公開が目的であり、会員のみの講演者で実施することが原則である。
外部の講演者は、本来、共同研究などの成果を公開する場合に限られる。~~

(2) 講演者は会員を原則とする。

「研究成果公開講演会B」は、学会内の研究成果の公開が目的であり、会員のみの講演者で実施することが原則である。
ただし担当が必要と判断する場合は、1名程度の外部の講演者を加えることができる。

4-3 補助金について

(1) 当該科研費関係文書、とくに「補助条件」をよく読み、適正な支出に努める。

(2) 予算規模は、100万円（最高額は150万円）以上とする。

100万円以下の計画では、会計検査院の指摘により採択が困難である。

(3) 講師交通費は支給でき、講演料は外部講師に支給できるが、会計規模に対して適切な比率にとどめる。

講演料は謝金として、一人3万円とする。

(4) 補助金支出基準

i 要員アルバイト支出は、非会員に限るとともに、適正時給とする。

アルバイト代の時給は、1,000円を目安に、地域・学生・院生等を勘案する。ただし、1,300円を上限とし、交通費もその中に含まれるものとする。

ii 会員への支払いは、適正な交通費等に限られる。

iii 食費については、とくに「補助条件」等の、当局の支出基準を厳守する。

iv 事後活動への支出は認められていない。

研究委員会

2018年10月21日

浅見昇吾

1. 臨床ケア哲学・倫理学セミナー

6月24日（日）に上智大学にて臨床ケア哲学・倫理セミナーを上智大学生命倫理研究所と共催で開催した。参加者も多く活発な議論が行われた。

テーマ:

「哲学と医療実践のあいだ」

演者:

西村ユミ（首都大学東京） 「医療と哲学をつなぐ現象学的研究」

榊原哲也（東京大学） 「哲学と医療をつなぐ現象学的研究」

司会

池辺寧（奈良県立医科大学）

2. 学会賞

候補作の中に研究委員会の委員のものがあるため、昨年と同様、（該当の委員をメンバーから外した）選考委員会を別途立ち上げ、選考委員会ですべての審議を行った。

審議の結果、盛永審一郎『人受精胚と人間の尊厳—診断と研究利用—』（リベルタス出版、2017年7月）を学会賞に授与することが理事会で決定された。

学会賞授賞理由

『人受精胚と人間の尊厳—診断と研究利用—』は、盛永審一郎先生の「人間の尊厳」に対する哲学的・倫理的考察の集大成とも言えるもので、様々な文献への解釈や批判を通じてヒト胚の尊厳を真正面から取り上げ、人間の尊厳を守ろうとしています。英米のバイオエシックスで主流の個人主義的自由主義や功利主義的な議論に対して、ドイツ的な議論を基に対抗軸を作ろうとした意欲的な研究と評価できます。今後、人間の尊厳についての哲学的な議論を行う際には参照されるべき基礎文献になると思われます。このように盛永先生の作品は傑出したものであり、長年にわたる人間の尊厳への徹底的な研究に敬意を表すると共に、本年度の学会賞を授与することに決定致しました。」

研究委員会

浅見昇吾、板井孝壱郎、沖永隆子、小出泰士、霜田求、田代志門、松島哲久、盛永審一郎、西村ユミ、杉岡良彦

2018 年 10 月 19 日

編集委員会

委員長 池辺 寧

1. 『医学哲学・医学倫理』第 36 号の発行

11 本の投稿論文に対して査読を行い、論文 6 本、研究報告 1 本を掲載した。
特別講演、シンポジウム、ワークショップの原稿を掲載した。

2. 奨励賞

『医学哲学・医学倫理』第 36 号に掲載された 6 本の論文のうち、奨励賞審査対象となる論文が 1 本あり、慎重に審議した結果、奨励賞に該当しないと決定した。

3. 査読規程の制定

査読規程を制定し、2018 年 6 月の理事会にて承認された（別紙参照）。

4. 応募規程の改訂

査読規程の制定に伴い、応募規程第五条を以下のように改訂し、2018 年 6 月の理事会にて承認された（別紙参照）。

改訂前)

- 第五条 編集委員会は査読者を定め、応募原稿審査を行い、その結果により採用・不採用を決定する。
- 二 審査の結果は応募者に通知する。
 - 三 条件付き採用の論文については、執筆者による修正の後、改めて審査を行う。
 - 四 応募された原稿は返還しない。
 - 五 査読者の氏名は公表しない。

改訂後)

- 第五条 編集委員会は査読者を定め、応募原稿審査を行い、その結果により採用・不採用を決定する。査読のあり方については別途、査読規程を定める。

改訂理由)

- 二、三については、査読規程で詳細を記しているので削除する。
四については、電子メール添付によって原稿提出を受け付けている現状を踏まえ、削除する。
五については、査読規程に記す。

委員：池辺寧（委員長）、中澤武（副委員長）、朝倉輝一、奥田純一郎、鶴若麻理、
宮脇美保子、森禎徳。

日本医学哲学・倫理学会誌『医学哲学 医学倫理』応募規程

- 第一条 応募原稿の著者は、当該年度の会費を納入済みの、本学会の会員でなければならない。
- 二 同じ号に同時に複数の原稿を応募することはできない。
- 第二条 内容は、医学哲学、医学倫理に関係のあるものでなければならない。また、二重投稿は認められない。
- 第三条 内容が倫理的配慮を必要とする場合は、倫理的配慮をどのように行ったのかを明記しなければならない。
- 二 倫理審査委員会の承認を得て実施した研究の場合は、承認を受けた倫理審査委員会の名称、承認年月日、承認番号を明記しなければならない。
- 第四条 応募原稿は完成原稿とし、論文と研究報告に分ける。
- 二 論文原稿は、注を含め、16,000字以内、研究報告は、注を含め、12,000字以内とする。その他の執筆要領については別途定める。
- 三 掲載論文・研究報告の体裁については編集委員会が決定する。
- 四 応募原稿は和文以外に英文を認めるが、英文での掲載を認めるか否かは編集委員会が決定する。
- 第五条 編集委員会は査読者を定め、応募原稿審査を行い、その結果により採用・不採用を決定する。査読のあり方については別途、査読規程を定める。
- 第六条 学会誌には、前年度大会における特別講演、シンポジウム等の内容を掲載する。また、応募のほかに編集委員会の依頼による論文・研究報告等を掲載することがある。
- 第七条 掲載論文・研究報告等の著作権は、日本医学哲学・倫理学会著作権規程に基づき、原則として学会に帰属するものとする。
- 二 掲載論文・研究報告等の著者本人による利用については、本学会は原則として異議を申し立てない。
- 第八条 応募原稿のうち、掲載が決定された論文および研究報告の著者は、掲載料として1編の論文につき1万円を本学会に納入しなければならない。掲載料を納入した著者には抜き刷り30部を配付する。著者が31部以上の抜き刷りを希望した場合は、その実費を著者が負担する。
- 二 前年度大会における特別講演、シンポジウム、ワークショップ等の報告、および編集委員会の依頼による論文・研究報告等の著者は、掲載料を納入する必要はない。これらの著者が抜き刷りを希望した場合は、その実費を著者が負担する。

(改正 2018年6月30日理事会)

【付記】本改正は『医学哲学 医学倫理』第37号から適用するものとする。

日本医学哲学・倫理学会査読規程

第一条 日本医学哲学・倫理学会は、学会誌『医学哲学・医学倫理』の学術的な質の維持・向上を目的として、査読を行う。

第二条 査読は、論文、研究報告を問わず、学会誌『医学哲学・医学倫理』に応募してきた原稿に対して行う。

第三条 編集委員会は原稿 1 編につき 2 名の査読者を選定する。

- 二 査読者は原則として編集委員の中から選定するが、編集委員以外の会員にも依頼することがある。
- 三 査読者の氏名は公表しない。
- 四 査読者は投稿論文の著者や内容と利害関係にある場合、当該論文の査読を辞退しなければならない。
- 五 査読者は査読において知りえた内容を第三者に漏らしてはならない。

第四条 査読者は、原稿の質の向上になりうるように以下の観点から査読を行い、査読結果を編集委員会に報告する。

- (1) 投稿者の設定したテーマに重要性があるか。
- (2) 投稿者の問題意識、問題設定、意図は明確であるか。また、投稿者の意図は実現しているか。
- (3) 議論は論理的整合性があるか、説得力のあるように展開されているか。
- (4) 投稿者の主張に独自性、独創性があるか。
- (5) テーマに関連した事実関係、学問状況、先行研究への目配り、および理解は十分か。
- (6) 他の専門分野の会員にも理解できるようにわかりやすく論述しているか。
- (7) 倫理的に問題と思われる点はないか。

第五条 編集委員会は査読者から報告された査読結果をもとに応募原稿を審査し、「掲載可」、「修正のうえ再査読」、「研究報告としてまとめ直しのうえ再査読」、「掲載不可」のいずれかの判定を行う。

- 二 「掲載可」、「修正のうえ再査読」、「研究報告としてまとめ直しのうえ再査読」と判定した場合、判定に関するコメントおよび修正意見を記載した査読結果を投稿者に通知する。
- 三 「掲載不可」と判定した場合、判定理由を記載した査読結果を投稿者に通知する。

第六条 「再査読」と判定された原稿の修正原稿が提出された場合、最初の査読者と同一の査読者が再査読を行う。

- 二 査読者は、修正原稿が適切に修正されたものかどうかを確認し、再査読結果を編集委員会に報告する。

第七条 編集委員会は査読者から報告された再査読結果をもとに修正原稿を審査し、「掲載可」、「掲載不可」のいずれかの判定を行う。

- 二 「掲載可」と判定した場合、判定に関して特に考慮した点や、必要に応じてさらに修正を要する点を記載した再査読結果を投稿者に通知する。
- 三 「掲載不可」と判定した場合、判定理由を記載した査読結果を投稿者に通知する。

(2018 年 6 月 30 日理事会)

【付記】 本規程は『医学哲学 医学倫理』第 37 号より適用するものとする。

教育委員会 報告

【委員会構成】〔敬称略:50 音順〕 委員長：板井（宮崎大学）

会田薫子（東京大学）、足立智孝（亀田医療大学）、稲葉一人（中京大学）、岩江荘介（宮崎大学）、金城隆展（琉球大学）、瀧本禎之（東京大学）、永田まなみ（熊本大学）、服部健司（群馬大学）、宮脇美保子（慶応大学）

1. 公開講座

◆ 平成 30 年度「文部科学省研究成果公開発表（B）」

日程：2019 年 2 月 16 日（土） 会場：キャンパスプラザ京都

「障害のなかで生きること ―障害があることは「不幸」なのか」

座長：堀田義太郎、発表者：有馬斉、大谷いづみ、土屋貴志、野崎泰伸

2. 「生命倫理・医療倫理・臨床倫理」教育方法論・教育プログラムの検討

◆ 「医療従事者の養成課程の中で行われる医療倫理教育の内容についての提言」を受けて「各論」作成について

※日本臨床倫理学会「臨床倫理認定士（倫理アドバイザー）」「資格更新」の際や、上級資格として予定されている「臨床倫理専門士（シニア倫理アドバイザー）」認定カリキュラムとの連携を検討

⇒ 医学哲学・倫理学会主催による臨床倫理に関連する講演会・セミナー・研修会について、臨床倫理学会「臨床倫理認定士（臨床倫理アドバイザー）」認定資格「更新」条件（5 年で 15 単位）の適応対象となり得るかに関しては、「その他の臨床倫理に関する講演会・セミナー・研修会参加：1 単位」として認定しうること（但し、なんらかの「参加証明書」や「修了証」の発行が必要となります。）

3. 他学会等との共催によるセミナー開催

◆ 日本医学哲学・倫理学会九州支部

◎ 九州医学哲学・倫理学会第 9 回学術大会

<特別講演：下記企画との共催> 参加人数：105 名

文部科学省平成 29 年度大学教育再生戦略推進費

「多様な新ニーズに対応するがん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン」

テーマ：超高齢社会の医療選択に係る意思決定支援

日 時：2018 年 9 月 22 日（土）13 時 30 分～15 時 30 分

会 場：宮崎大学医学部臨床講義室 205 号

講 師：会田薫子先生

主 催：宮崎大学医学部看護学科成人・老年看護学講座

共 催：がん看護研究会、日本医学哲学・倫理学会九州支部、宮崎大学医学部附属病院患者支援センター

後 援：宮崎県看護協会、宮崎県介護福祉士会、宮崎県老人保健施設協会

4. 関連学会等の動向

◆ 第 4 回研究倫理を語る会

会 期：2018 年 2 月 9 日（土）9 時～18 時

会 場：名古屋大学

※日本版 CIP（Certified IRB Professional）資格整備について

◆ 日本臨床倫理学会第 7 回年次大会

テーマ：「連携」

会 期：2018 年 3 月 30 日（土）～31 日（日）

会 場：東京都医師会館 講堂・会議室

2016－2018 年 期の教育委員会活動としては、主に以下 2 つのことを主軸とした。

1. 「生命倫理・医療倫理・臨床倫理」教育方法論・教育プログラムの検討

歴代の教育委員会委員長（村松先生、宮坂先生、樫先生）による尽力の成果として「医療従事者の養成課程の中で行われる医療倫理教育の内容についての提言（総論）」が公表され、その内容をさらに具体化した「各論」の構想を目指し、その一環として、日本臨床倫理学会「臨床倫理認定士（倫理アドバイザー）」資格認定のプログラム修了者に対する「資格更新」の際や、上級資格として予定されている「臨床倫理専門士（シニア倫理アドバイザー）」認定カリキュラムと連携する可能性を探った。結果、医学哲学・倫理学会主催による臨床倫理に関連する講演会・セミナー・研修会について、臨床倫理学会「臨床倫理認定士（臨床倫理アドバイザー）」認定資格「更新」条件（5 年で 15 単位）の適応対象となり得るかに関しては、「その他の臨床倫理に関する講演会・セミナー・研修会参加：1 単位」として認定しうるとのを確認した。

2. 他学会等との共催によるセミナー開催

以下の企画を開催した。

◆「日本生命倫理学会臨床倫理セミナー・シンポジウム 2017」

趣旨：学会横断的に、臨床倫理の深い学びと問題意識の共有を可能にするフォーラムを提供し、
これからの臨床倫理実践と教育のあり方を検討する機会とする。

主催：日本生命倫理学会 臨床倫理部会

共催：日本医学哲学倫理学会教育委員会、日本医学教育学会プロフェッショナリズム・行動科学委員会
病院倫理委員会コンサルタント連絡会議、九州山口地区臨床倫理集中講座（Clinical Ethics A to Z）

日時：2017 年 3 月 25 日（土）13:00～18:00、26 日（日） 9:00～16:30

会場：立教大学

<プログラム>

3 月 25 日（土）司会：浅井篤

「臨床倫理の倫理学的基礎」担当：大北全俊・浅井篤（東北大学）

「アドバンスコース：臨床倫理セミナー」担当：瀧本禎之（東京大学）

「臨床倫理、医学教育、医のプロフェッショナリズム」担当：大生定義（立教大学）

3 月 26 日（日）司会：板井孝太郎

「臨床倫理と研究倫理の接点」担当：田代志門（国立がん研究センター）

「臨床の場における看護倫理」担当：大西香代子（園田学園女子大学）

公開シンポジウム「臨床倫理サポートの今後」座長：清水哲郎・板井孝太郎

シンポジスト

門岡康弘（熊本大学）「病院倫理委員会コンサルタント連絡会議からの問題提起」

清水哲郎（東京大学）「臨床倫理プロジェクト」に関連付けて

三浦靖彦（東京慈恵会医科大学）「日本臨床倫理学会 臨床倫理認定士」に関連付けて

尾藤誠司（東京医療センター）「厚生労働省人生の最終段階における医療体制整備事業（E-FIELD）」に関連付けて

大西香代子（園田学園女子大学）「精神科倫理コンサルテーション」に関連付けて

板井孝太郎（宮崎大学）「日本医学哲学倫理学会教育委員会活動」等に関連付けて

2018 年 10 月 20 日(土)

国内学術交流委員会 報告

委員長 冲永 隆子

構成委員〔敬称略 50 音順〕：

安藤 泰至、大河内 大博、勝山 貴美子、黒須 三恵、西村 ユミ、村岡 潔、服部 俊子、
丸山 マサ美、皆吉 淳平

1. シャボットあかね氏来日公開講演会「安楽死を選ぶ オランダ過去 12 ヶ月の展開」

開催日時：2018 年 4 月 21 日（土）13：00～16：00

会場：東京医科大学病院敷地内 第一研究・教育棟 3 階 第 1 講堂

国内学術交流委員会主催のシャボットあかね氏公開講演会「安楽死を選ぶ オランダ過去 12 ヶ月の展開」を開催した。参加者も多く、活発な議論が行われた。

2. 関連学会等との連絡・連携について

丸山マサ美委員から第 35 回西日本生命倫理研究会の情報提供があった。

3. 医哲カフェ開催について

毎年、年次大会時に開催されていた医哲カフェは、今年も休止となった。

以上

国際学術交流委員会年間報告

委員長 丸橋 裕

委員

会田薫子（東京大学）、足立智孝（亀田医療大学）、有馬斉（横浜市立大学）、石田安実（神奈川大学）、奥田純一郎（上智大学）、勝山貴美子（横浜市立大学）、小出泰士（芝浦工業大学）、霜田求（京都女子大学）、瀬戸山晃一（京都府立医科大学）、仙波由加里（お茶の水女子大学）、中澤武（明海大学）、服部健司（群馬大学）、松田純（静岡大学）、丸橋裕（兵庫県立大学）、丸山マサ美（九州大学）、村松聡（早稲田大学）

1. 英文国際誌 JPEHCM 第 11 号の発刊

第 11 号を、2017 年 12 月に発行した。掲載論文中 Scientific Contribution は 3 本、Review Article と Research Review はそれぞれ 1 本だった。

2. 英文国際誌 JPEHCM 第 12 号の編集状況

第 12 号の第一次審査（6 月末日締め切り）の結果、11 名の応募者に対し第二次審査への応募（8 月末日締め切り）が認められた。2 名の辞退者があったが、第二次審査（9 月末日締め切り）の結果、9 本中「採用」と判断されたのは 1 本、「書き直し再査読」と判断されたのは 8 本である。現在、最終審査への応募（11 月末日締め切り）を待っている状況である。

3. 「国際誌応募規程」とその英語版の作成

将来的な「応募規程」の策定をにらんで、現行の「応募要領」、「執筆要領」、「「許容される二次出版」の規程」の修正案を、また新たに「査読に関する内規」（案）を作成し、第 6 回理事・監事会に提案した（別添資料②～⑤を参照）。現在のところ、修正案などのご意見はいただいていない。理事会の了承が得られれば、速やかに英語版を作成すると共に、これらを第 13 号から適用する予定である。

以上

日本医学哲学・倫理学会
 国際誌 (*Journal of Philosophy and Ethics in Health Care and Medicine*)
 応募要領 (修正案 30. Jun. 2018)

(1) 応募期間

第〇〇号 (20XX年〇月刊行予定) 掲載論文の第一次審査応募締め切りは、20XX年〇月△日。
 第二次審査締め切りは、20XX年〇月×日とする。

(2) 応募資格

1. 本学会の会員であること。ただし、応募を依頼されて書かれた原稿（以下、「依頼応募原稿」）に関してはその限りではない。
2. 会員は応募時に学会費を完納していること。
3. 応募原稿が国際誌に掲載された者は、原則的に次号には応募することができない。（ただし例外として、応募原稿の内容や性質により、連続掲載を認めることもあり得る。その場合は、あらかじめ連続掲載である旨を学会に通達し、編集委員会の了承を得た上で、他の応募原稿と同様に査読審査に通らなければならない。）

(3) 提出物

1. 第一次審査：原稿の「タイトル」（英文）、「要旨」（日本語1600 字程度あるいは英語600 words 程度）、氏名・所属・連絡先（Email address と住所）を記入したファイル、並びに当該テーマに関する内容で、すでに発表された日本語論文あるいは英語論文（以下、「既発表論文」）を添付ファイルにして下記宛にメールで送ること。
 「既発表論文」は本学会誌掲載論文であるか否かは問わない。なお、「既発表論文」がなくとも応募は可能だが、その際には当該テーマに関連する論文があれば提出することが望ましい。なお、応募に際しては本学会の「許容される二次出版」の規程に準拠すること。
 ＊第一次審査では、「既発表論文」および「要旨」が審査対象となり、第二次審査では、提出される英文原稿が審査対象となる。
2. 第二次審査：第一次審査により英文原稿の提出を許可された者は、「執筆要領」を参照の上、英文原稿および Abstract を提出すること。第二次審査を受ける英文原稿は「既発表論文」の内容からの展開を含み得るが、詳しくは「許容される二次出版」の規程を参照のこと。また、論文末尾に執筆者の所属（英語および日本語）、連絡先（Email address と住所）を記載すること。提出先および方法は第一次審査と同じ。
「依頼応募原稿」も、他の応募原稿と同様、査読審査を受けることになる。
すべての応募原稿は、ネイティブ・チェックを受けなければならない。ただし、応募者自身が英語を母語とする者である場合は除く。
 ＊ネイティブ・チェックについては、業者または英語を母語とする研究者に依頼し、

証明する書類（納品書、本人署名の付いた文書等）を添付すること。

3. 最終審査： 二次審査により書き直し再査読と判定された応募者は、応募論文を修正のうえ再提出しなければならない。

(4) 著作権について

掲載論文の著作権は、日本医学哲学・倫理学会著作権規程に基づき、原則として学会に帰属するものとする。ただし、掲載論文の著者本人による利用については、本学会は原則として異議を申し立てない。

(5) 掲載料について

応募論文（掲載論文）の掲載料は1 万円とする。なお掲載された国際誌10部と掲載論文の抜き刷り10部を投稿者に贈呈する。

提出先： 丸橋 裕（国際誌編集委員長）yutaka_maruhashi@cnas.u-hyogo.ac.jp

日本医学哲学・倫理学会
国際誌 (*Journal of Philosophy and Ethics in Health Care and Medicine*)
執筆要領 (修正案 30. Jun. 2018)

- (1) 応募原稿は完成原稿とするが、制限語数は原則として、Scientific Contributionの場合は、注を含めて8,000 words以内、Review ArticleないしResearch Reportの場合は、注を含めて6,000 words以内とする。ただし、投稿された原稿を、Scientific Contributionとして採用するか、Review Article ないし Research Report として採用するかは、編集委員会で決定する。また、応募原稿の冒頭に、Abstract (200 words 以内) および Keywords (5~10 語句) を付すこと。
- (2) ワードプロソフトは Microsoft Word を使用すること。ページ設定は以下の通り。
 - ①用紙サイズ: A4 版ないしはレターサイズ
 - ②文字数と行数: 35 字×35 行
 - ③余白: 上 30mm、下 30mm、右 30mm、左 30mm
 - ④フォントおよび文字ポイント: Times New Roman、タイトルは 14 ポイント、Abstract およびKeywordsを含め、本文および注・参考文献は 12ポイントとする。
- (3) 注は Microsoft Word の脚注機能(「脚注」ではなく「文末脚注」)を使用すること。
- (4) 脚注番号はカッコなしのアラビア数字を使用すること。なお、注および文献表の表記法については、国内誌のそれに準拠すること。
- (5) 段落のはじめは、5 字 (5 letters) 下げること。
- (6) タイトル (サブタイトルも含め) は、各文 (句) の最初のみ大文字にする。

「許容される二次出版」の規程（修正案）

日本医学哲学・倫理学会、国際学術交流委員会

2018年6月30日

1. 応募者は、該当する応募論文が、既に他の専門誌等に掲載された論文を英語論文としたものである場合、その旨を日本医学哲学・倫理学会の国際誌編集委員長に明示すること。また、一次出版に際しての論文掲載誌の編集委員会に対しても、二次出版として本学会の国際誌に応募していることを報告し、承諾を得ること。
2. 応募者は、応募に際して一次出版の論文のコピーないし別刷の電子ファイルを応募論文に添付すること。
3. 応募者は、応募論文の註の冒頭に、該当する論文が既に出版されている日本語論文の二次出版であることを明示し、同時に、一次出版の書誌事項（掲載雑誌名、巻、号、頁等）を記すこと。
4. 応募論文が「許容される二次出版」にあたるかどうかの最終的な判断は、提出された論文等を精査して国際誌編集委員会が決定する。
*応募論文が、すでに出版済みの日本語論文そのままの訳出ではなくとも、部分的な修正、語句の訂正などを行っているだけで、同じものであるとみなすか、あるいは議論の展開や論点提示において、同じテーマでも別の発展した論文と考えられるかは微妙な問題であり一般化はできない。したがって、この点は編集委員会の判断による。
5. 論文掲載後の注意点について
応募論文が本学会の国際誌に採用された場合、研究業績において、当論文が一次出版の日本語論文の翻訳等であることを明示すること。
*この点は、掲載後の論文の扱いであるから、厳密には、本学会の国際誌編集委員会が認める「許容される二次出版」の条件ではない。応募論文が掲載された者に対して注意を促すために加えている。

以上の点を応募論文の筆者が確認し、承諾すること確かめた上で、本学会の国際誌編集委員長および国際誌編集委員会は「許容される二次出版」として応募論文を承認する。

日本医学哲学・倫理学会
国際誌 (*Journal of Philosophy and Ethics in Health Care and Medicine*)
査読に関する内規 (案 30. Jun. 2018)

- (1) 国際誌編集委員会は、原稿 1 篇につき 2 名の査読者を選定する。編集委員は、利益相反等により公正な査読に支障が懸念される場合を除いては、基本的に査読を断ることはできない。ただし、専門分野の広がりを考え、編集委員以外の会員にも査読を依頼することがある。なお、査読者がどの応募論文を担当したかについては公表しない。また、査読者は査読を通じて知りえた事実を第三者に口外してはならない。
- (2) 第一次審査と第二次審査、および最終審査は、基本的に同じ方に依頼する。
- (3) 第一次審査とは、英語論文の「要旨」(日本語もしくは英語)と、それに関連する「既発表論文」(日本語あるいは英語)とを読み、その「要旨」に沿って構成される論文が、英語論文として本国際誌に発表されるにふさわしいかどうかを評価するものである。
- (4) 第二次審査とは、第一次審査によって英語論文の提出を許可された者の応募論文を査読し、採用可か、書き直し再査読か、不採用かを審査するものである。そのさいの審査基準は以下の 4 点とする。
 - ①主張の独創性(当該分野における新知見。英語圏に発信する意義)
 - ②論述の明晰さ(英語論文としての構成の確かさ。文章力。説得性)
 - ③文献の堅実さ(引用の正しさ。英訳の正確さ。先行研究の適切なフォロー)
 - ④問題の骨太さ(医学哲学・医学倫理の世界への問題提起の骨太さ。射程の広大さ)なお、採用可ないし書き直し再査読と判定される論文を、最終判断にさいして、Scientific Contribution, Review Article, Research Report のいずれのかたちで採用しうるかについての意見を添えるものとする。
- (5) 最終審査とは、第二次審査で書き直し再査読と判定された応募者が再提出する論文を再び査読し、採用可か不採用かを審査するものである。
- (6) 当該原稿に関する審査結果(評価・見解)が査読者 2 名で分かれた場合、編集委員長が最終判断を行う。また、いずれの審査についても、判定に関するコメント等を記載した査読結果を応募者に通知する。

- (7) 編集委員長は、全ての応募原稿に眼を通す。
- (8) 委員長あるいは委員が応募を依頼する原稿（「依頼応募原稿」）にも査読があり修正をお願いすることがあることを、依頼にさいしては明確にしておく。
- (9) 依頼応募原稿について、依頼した委員長・委員は当該原稿の査読者にはなれない。

4-3)-g)事務局報告(総会)

事務局長 : 蔵田 伸雄
副事務局長: 船木 祝
事務局員: 宮嶋俊一/
江口 聡/増渕隆史

- ・9月25日に日本学術振興会による科学研究費補助金公開講座の現地検査を受け、いくつかの指摘を受けた。それぞれの企画を担当した池辺理事・霜田理事、佐藤(岳詩)会員、冲永理事と連絡をとりつつ、現在回答を作成中。
- ・本年度の公開講座については担当の堀田評議員が開催準備中だが、会計などについて堀田評議員への説明を行った。
- ・ニューズレター第51号(6月6日)、第52号(10月5日付)を発行し、メーリングリストで送信した。52号については郵送での送付はまだ行っていない。
- ・学会誌『医学哲学・医学倫理』の送付を行った(10月5日付)
- ・遠藤監事・大谷監事から昨年度の学会会計について監査を受けた
- ・『医学哲学・医学倫理』の電子媒体のJ-Stageへの移行が終わり、すでに公開されている(江口事務局員担当)
- ・昨年の帝京科学大会の会計処理に問題点が多かったため、昨年度大会大会長の冲永理事と事務局長とで再度会計処理を行い、先日ようやく問題点をすべて処理することができた。遅れているが、今後大会会計の監査をお願いする予定。
- ・学会ホームページの更新を適宜行っている(蔵田・宮嶋・江口)
- ・科学研究費「研究成果公开发表(B)」の電子申請を白鳥会員の企画をもとに行っている。
- ・本年度は大会校が事務局校であるため、大会開催については事務局がバックアップしている。
- ・事務局業務については、その多くは蔵田が担当しているが、事務補助として柴田絵里佳氏を雇用し、会計、問い合わせ対応、名簿管理等の業務の補助をお願いしている。学会への各種の問い合わせ等には宮嶋事務局員が対応している。
- ・現在の住所会計システムについては適宜バグの修整をお願いしている。また改善点についての提言も行っている。
- ・月に1回程度、蔵田・船木・宮嶋で事務局会議を開催している。
- ・今年度は名簿の発行を予定している。

●7-8)本年度公開講座について

2018年度公開講座は2019年2月16日(土)に:TKPガーデンシティ京都において「障害のなかで生きることー「障害があることは不幸」なのか」というタイトルで開催される。

担当は堀田評議員。

(発表者:有馬斉、大谷いづみ、野崎泰伸(非会員)、土屋貴志 司会:堀田義太郎)